

矢作川総合第二期地区  
現場技術その1 業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備考																						
(適用範囲) 第1条	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省東海農政局制定「現場技術業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。</p>																							
(目的) 第2条	<p>本業務は、矢作川総合第二期農地防災事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。</p>																							
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第3条	<p>本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合は、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>(2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合</p> <p>(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>(4) 業務成果品のミス、不備等</p>																							
(管理技術者) 第4条	<p>管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒業後13年、短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年以上の能力と経験を有する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="523 1541 1369 1933"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 1541 831 1592">資 格</th> <th data-bbox="831 1541 1023 1592">部 門</th> <th data-bbox="1023 1541 1369 1592">選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1592 831 1765" rowspan="4">技術士</td> <td data-bbox="831 1592 1023 1675" rowspan="2">総合技術監理</td> <td data-bbox="1023 1592 1369 1637">農業－農業土木</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 1637 1369 1682">農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1675 1023 1765" rowspan="2">農業部門</td> <td data-bbox="1023 1675 1369 1720">農業土木</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 1720 1369 1765">農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1765 831 1809">農業土木技術管理士</td> <td data-bbox="831 1765 1369 1809"></td> <td data-bbox="1023 1765 1369 1809"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1809 831 1854">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td data-bbox="831 1809 1369 1854">農業土木</td> <td data-bbox="1023 1809 1369 1854"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1854 831 1899">1級土木施工管理技士</td> <td data-bbox="831 1854 1369 1899"></td> <td data-bbox="1023 1854 1369 1899"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1899 831 1933">博士</td> <td data-bbox="831 1899 1369 1933">農学</td> <td data-bbox="1023 1899 1369 1933"></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業部門	農業土木	農業農村工学	農業土木技術管理士			シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		1級土木施工管理技士			博士	農学		
資 格	部 門	選 択 科 目																						
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																						
		農業－農業農村工学																						
	農業部門	農業土木																						
		農業農村工学																						
農業土木技術管理士																								
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																							
1級土木施工管理技士																								
博士	農学																							

項目	内 容	備考																				
<p>(現場技術員) 第5条</p>	<p>(1) 現場技術員は2名配置することとし、次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <table border="1" data-bbox="531 331 1385 669"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 331 718 389">技術者区分</th> <th data-bbox="718 331 1385 389">資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 389 718 669">現場技術員 (C)</td> <td data-bbox="718 389 1385 669"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学））</li> <li>・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学））</li> <li>・1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>・技術士補（農業部門）</li> <li>・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の設計、積算または施工計画とする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現場技術員は、CADソフトを利用した図面の作成についての実務経験を有するものとする。</p>	技術者区分	資 格	現場技術員 (C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学））</li> <li>・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学））</li> <li>・1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>・技術士補（農業部門）</li> <li>・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の設計、積算または施工計画とする。</li> </ul>																	
技術者区分	資 格																					
現場技術員 (C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学））</li> <li>・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学））</li> <li>・1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>・技術士補（農業部門）</li> <li>・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の設計、積算または施工計画とする。</li> </ul>																					
<p>(配置技術員の確認) 第6条</p>	<p>共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、事業実施計画書の業務組織表に配置技術員の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載することとする。なお、変更業務計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、事業実施計画書の業務組織表において位置づけられた技術者登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>																					
<p>(保険加入) 第7条</p>	<p>受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																					
<p>(工事の概要) 第8条</p>	<p>本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="501 1402 1385 1756"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 1402 855 1473">工事名</th> <th data-bbox="855 1402 1102 1473">工事場所</th> <th data-bbox="1102 1402 1273 1473">工期</th> <th data-bbox="1273 1402 1385 1473">工種区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1473 855 1543">明治用水頭首工附帯施設建設工事</td> <td data-bbox="855 1473 1102 1543">愛知県豊田市水源町地内</td> <td data-bbox="1102 1473 1273 1543">R8.8～R12.3 (予定)</td> <td data-bbox="1273 1473 1385 1543">土木</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1543 855 1612">明治本流（上流部）合流工建設工事</td> <td data-bbox="855 1543 1102 1612">愛知県豊田市鴛鴨町地内</td> <td data-bbox="1102 1543 1273 1612">R8.7～R11.6 (予定)</td> <td data-bbox="1273 1543 1385 1612">土木</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1612 855 1682">明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その15-2建設工事</td> <td data-bbox="855 1612 1102 1682">愛知県豊田市上郷町及び和会町地内</td> <td data-bbox="1102 1612 1273 1682">R8.7～R9.6 (予定)</td> <td data-bbox="1273 1612 1385 1682">土木</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1682 855 1756">明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5-1工事</td> <td data-bbox="855 1682 1102 1756">愛知県豊田市広美町及び安城市里町地内</td> <td data-bbox="1102 1682 1273 1756">R8.7～R9.3 (予定)</td> <td data-bbox="1273 1682 1385 1756">土木</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事場所	工期	工種区分	明治用水頭首工附帯施設建設工事	愛知県豊田市水源町地内	R8.8～R12.3 (予定)	土木	明治本流（上流部）合流工建設工事	愛知県豊田市鴛鴨町地内	R8.7～R11.6 (予定)	土木	明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その15-2建設工事	愛知県豊田市上郷町及び和会町地内	R8.7～R9.6 (予定)	土木	明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5-1工事	愛知県豊田市広美町及び安城市里町地内	R8.7～R9.3 (予定)	土木	
工事名	工事場所	工期	工種区分																			
明治用水頭首工附帯施設建設工事	愛知県豊田市水源町地内	R8.8～R12.3 (予定)	土木																			
明治本流（上流部）合流工建設工事	愛知県豊田市鴛鴨町地内	R8.7～R11.6 (予定)	土木																			
明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その15-2建設工事	愛知県豊田市上郷町及び和会町地内	R8.7～R9.6 (予定)	土木																			
明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5-1工事	愛知県豊田市広美町及び安城市里町地内	R8.7～R9.3 (予定)	土木																			
<p>(履行期間) 第9条</p>	<p>履行期間は次のとおりとする。</p> <p>令和8年4月13日から令和9年3月19日(11ヶ月)</p> <p>ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。</p> <p>勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。</p>																					

項 目	内 容	備考
(業務内容) 第10条	<p>業務内容等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。</p> <p>契約書第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員との打合せにあつては、次に示す時期に矢作川総合第二期農地防災事業所で行うものとする。</p> <p>第1回 初回打合せ            第2回 中間打合せ            最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>また、上記を含め月1回以上の打合せを行うものとする。</p> <p>発注者受注者間の指示及び承諾行為は、受注者の管理技術者に対して行うため、開催方法については、情報共有システムを活用して書面等を提出し、WEB方式による開催を想定しているが、監督職員と協議のうえ行うものとする。</p> <p>なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責任により管理技術者の立会の上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-25条に定める業務履行状況を報告しなければならない。</p> <p>(2) 本業務に従事する現場技術員の基本的な業務内容は、共通仕様書に記載のとおりであるが、追記・特記事項は以下のとおりである。</p> <p>1) 設計に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初設計の見直しに係る簡易な計算、補足設計発注に係る図面、数量、その他の資料の作成等を行う。</li> </ul> <p>2) 監督に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監督職員から工事受注者への文書による指示、通知、承認等の行為に係る打合せ簿等の内容確認を行うものとし、その文書処理を扱う工事情報共有システムの操作権限を付与する。</li> <li>・共通仕様書第2-9条1項の設計図書と現地の不一致等、いわゆる設計照査について、結果を報告するとともに、提出のあった内容の技術的な審査・確認を行う。</li> <li>・工事円滑化会議を含む施工に係る工事受注者との打合せに参加し、議事概要案の作成を行うとともに技術的見地から助言を行う。</li> <li>・工事受注者の建設副産物適正処理状況等を把握し結果を報告する。</li> <li>・関連する2以上の工事間で調整が必要な場合（残土調整や通水切替等）、必要な資料の作成、調整、結果の報告を行う。</li> <li>・工事安全対策について、工事現場の安全対策の点検を行い、結果を報告する。</li> <li>・工事運搬車両の過積載の点検・調査を行う。</li> <li>・工事の完成検査（出来形検査を含む）について、検査に必要な資料を確認・作成し、検査に立会うとともに、検測等の補助作業を行う。</li> </ul> <p>3) 関係機関との協議に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元及び関係機関等との協議・調整に必要な資料等の作成を行うほか、協議等に随行し、協議概要作成等の補助を行う。</li> </ul> <p>4) 事業実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的資料の作成に関する業務</li> <li>・地下水位観測に関する業務</li> </ul>	

項 目	内 容	備考
(業務場所) 第 11 条	5) その他事項 ・ 1) ～ 4) に準ずる事項について資料等の作成または整理、報告等 ・ その他監督職員が指示する業務  業務場所は矢作川総合第二期農地防災事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。 設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。 なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。	
(成果物) 第 12 条	成果物の提出は次のとおりとする。 (1) 業務実施報告書 1 式 (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により 実施した業務において作成した資料 1 式 (3) その他必要な資料 1 式	
(成果物の提出先) 第 13 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町 22 番 16 号 東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所	
(その他留意事項) 第 14 条	(1) 業務の履行における安全、その他規律については関係法令を厳守するものとする。 (2) 通勤用及び本業務に使用する自動車等及び駐車場の確保は、受注者において行うものとする。 (3) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 (4) 本業務の履行においては、パソコンにより文書、表計算及び図面を作成することから、パソコン、使用ソフト及びプリンタは受注者にて用意するものとし、パソコンを含むそれら機器類の操作に不自由しない者を配置すること。 なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンでなければならない。 業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果は監督職員の確認を受けるものとする。 (5) 本業務用にデジタルカメラを必要とする場合は、受注者にて用意するものとする。 (6) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。 なお、貸与物件については、事前に別途使用貸借申請書を監督職員に提出し、返却時は別途使用貸借返却書を監督職員に提出するものとする。 (7) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。 (8) 現場技術員の服装は、業務にあった作業服とする。	

項 目	内 容	備考
(契約変更) 第 15 条	<p>契約書第 16～19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 9 条に示す「履行期間」に変更の必要が生じた場合。</li> <li>(2) 第 10 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第 11 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 第 12 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(5) その他。</li> </ol>	
(業務スライドの試 行) 第 16 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。</li> <li>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</li> <li>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</li> <li>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</li> <li>(5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</li> <li>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</li> <li>(7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</li> <li>(8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</li> <li>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。</li> </ol>	

項 目	内 容	備考
(定めなき事項) 第 17 条	この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	